



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年10月13日火曜日 第754号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 海岸保全区域の指定……………（農地整備課）… 621
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………（ ）… 623
- 公有水面埋立免許……………（港湾海岸課）… 624
- 土地改良事業の工事完了の届出（2件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 624
- 道路の区域変更（一般国道440号）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 625
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 625

告 示

○愛媛県告示第1049号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

令和8年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

海 岸 名	市 町	主 管 省	管 理 者	区 域
伊予灘沿岸御手洗	松山市	農林水産省及び国土交通省	愛媛県知事	基点1から基点47までを順次結んだ線及び基点47、補助点44、補助点43、補助点42、補助点41、補助点40、補助点39、補助点38、補助点37、補助点36、補助点35、補助点34、補助点33、補助点32、補助点31、補助点30、補助点29、補助点28、補助点27、補助点26、補助点25、補助点24、補助点23、補助点22、補助点21、補助点20、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、補助点54、補助点53、補助点52、補助点51、補助点50、補助点49、補助点48、補助点47、補助点46、補助点45、基点48を順次結んだ線、及び基点48から基点61までを順次結んだ線及び基点61と基点1を結んだ線により囲まれた区域。 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、松山市泊町4番1地先の標柱（世界測地系座標 X97142.833 Y-77340.273） 基点2は、基点1から204度43分21.8メートルの地点 基点3は、基点2から306度7分20.8メートルの地点 基点4は、基点3から319度41分96.8メートルの地点 基点5は、基点4から340度11分92.3メートルの地点 基点6は、基点5から1度11分106.8メートルの地点 基点7は、基点6から7度36分57.8メートルの地点 基点8は、基点7から350度29分66.3メートルの地点 基点9は、基点8から324度40分83.1メートルの地点 基点10は、基点9から58度37分10.0メートルの地点 基点11は、基点10から295度23分33.6メートルの地点 基点12は、基点11から72度25分39.0メートルの地点 基点13は、基点12から50度53分90.8メートルの地点 基点14は、基点13から32度26分116.2メートルの地点 基点15は、基点14から29度4分157.2メートルの地点 基点16は、基点15から36度3分114.9メートルの地点 基点17は、基点16から13度9分219.2メートルの地点 基点18は、基点17から13度45分125.5メートルの地点 基点19は、基点18から12度59分226.6メートルの地点 基点20は、基点19から25度24分226.5メートルの地点 基点21は、基点20から273度30分10.0メートルの地点 基点22は、基点21から351度32分149.2メートルの地点 基点23は、基点22から76度58分10.0メートルの地点 基点24は、基点23から332度41分158.4メートルの地点 基点25は、基点24から319度53分35.3メートルの地点 基点26は、基点25から120度9分58.6メートルの地点 基点27は、基点26から345度12分10.0メートルの地点 基点28は、基点27から74度21分47.4メートルの地点 基点29は、基点28から43度27分74.6メートルの地点 基点30は、基点29から12度4分102.4メートルの地点 基点31は、基点30から350度28分143.7メートルの地点 基点32は、基点31から79度44分57.9メートルの地点 基点33は、基点32から58度10分103.0メートルの地点 基点34は、基点33から17度29分91.2メートルの地点 基点35は、基点34から347度25分83.5メートルの地点 基点36は、基点35から30度51分51.4メートルの地点 基点37は、基点36から348度17分41.3メートルの地点 基点38は、基点37から334度43分99.3メートルの地点 基点39は、基点38から319度20分50.3メートルの地点 基点40は、基点39から339度52分74.0メートルの地点

基点41は、基点40から12度34分32.0メートルの地点
 基点42は、基点41から333度29分61.6メートルの地点
 基点43は、基点42から358度49分30.7メートルの地点
 基点44は、基点43から328度44分217.4メートルの地点
 基点45は、基点44から307度51分168.7メートルの地点
 基点46は、基点45から303度8分174.4メートルの地点
 基点47は、基点46から297度12分163.6メートルの地点
 補助点44は、基点47から198度43分70.0メートルの地点
 補助点43は、基点46から206度32分70.0メートルの地点
 補助点42は、基点45から217度3分70.0メートルの地点
 補助点41は、基点44から232度28分70.0メートルの地点
 補助点40は、基点43から248度25分70.0メートルの地点
 補助点39は、基点42から246度34分70.0メートルの地点
 補助点38は、基点41から257度8分70.0メートルの地点
 補助点37は、基点40から249度22分70.0メートルの地点
 補助点36は、基点39から241度27分70.0メートルの地点
 補助点35は、基点38から238度40分70.0メートルの地点
 補助点34は、基点37から249度50分70.0メートルの地点
 補助点33は、基点36から259度23分70.0メートルの地点
 補助点32は、基点35から252度33分70.0メートルの地点
 補助点31は、基点34から269度12分70.0メートルの地点
 補助点30は、基点33から302度39分70.0メートルの地点
 補助点29は、基点32から337度1分70.0メートルの地点
 補助点28は、基点31から296度57分70.0メートルの地点
 補助点27は、基点30から272度10分70.0メートルの地点
 補助点26は、基点29から297度43分70.0メートルの地点
 補助点25は、基点28から333度19分70.0メートルの地点
 補助点24は、基点27から345度12分70.0メートルの地点
 補助点23は、基点25から358度16分80.0メートルの地点
 補助点22は、基点25から308度3分80.0メートルの地点
 補助点21は、基点25から269度80.0メートルの地点
 補助点20は、基点24から251度48分80.0メートルの地点
 補助点19は、基点22から256度58分70.0メートルの地点
 補助点18は、基点21から273度30分70.0メートルの地点
 補助点17は、基点19から292度41分80.0メートルの地点
 補助点16は、基点18から281度7分80.0メートルの地点
 補助点15は、基点17から280度40分80.0メートルの地点
 補助点14は、基点16から302度38分80.0メートルの地点
 補助点13は、基点15から307度22分80.0メートルの地点
 補助点12は、基点14から304度5分80.0メートルの地点
 補助点11は、基点13から304度36分80.0メートルの地点
 補助点10は、基点12から312度6分80.0メートルの地点
 補助点9は、基点11から272度43分80.0メートルの地点
 補助点8は、基点9から238度37分70.0メートルの地点
 補助点7は、基点8から251度58分70.0メートルの地点
 補助点6は、基点7から272度45分70.0メートルの地点
 補助点5は、基点6から267度10分70.0メートルの地点
 補助点4は、基点5から266度56分70.0メートルの地点
 補助点3は、基点4から244度6分70.0メートルの地点
 補助点2は、基点3から217度24分70.0メートルの地点
 補助点1は、基点2から207度9分70.0メートルの地点
 補助点54は、基点58から193度35分70.0メートルの地点
 補助点53は、基点57から197度32分70.0メートルの地点
 補助点52は、基点56から223度55分70.0メートルの地点
 補助点51は、基点55から194度28分70.0メートルの地点
 補助点50は、基点54から162度49分70.0メートルの地点
 補助点49は、基点52から169度39分70.0メートルの地点
 補助点48は、基点51から165度54分70.0メートルの地点
 補助点47は、基点50から127度57分70.0メートルの地点
 補助点46は、基点49から100度10分70.0メートルの地点
 補助点45は、基点48から100度6分70.0メートルの地点
 基点48は、基点49から9度42分51.8メートルの地点
 基点49は、基点50から31度35分22.0メートルの地点
 基点50は、基点51から61度42分37.2メートルの地点
 基点51は、基点52から90度24分92.7メートルの地点
 基点52は、基点53から74度9分36.5メートルの地点
 基点53は、基点54から55度50分23.2メートルの地点
 基点54は、基点55から94度25分23.6メートルの地点
 基点55は、基点56から124度40分107.6メートルの地点
 基点56は、基点57から133度13分191.6メートルの地点
 基点57は、基点58から90度22分42.5メートルの地点
 基点58は、基点59から116度28分91.4メートルの地点
 基点59は、基点60から205度20分69.9メートルの地点
 基点60は、基点61から107度54分55.0メートルの地点
 基点61は、基点1から24度40分41.5メートルの地点
 基点62から基点82までを順次結んだ線及び基点82、基点77、基点83、基点84、基点85、基点86、基点87、基点88、基点89、基点90、補助点77、補助点76、補助点75、補助点74、補助点73、補助点72、補助点71、補助点70、補助点69、補助点68、補助点67、補助点66、補助点65、補助点64、補助点63、補助点62、補助点61、補助点60、補助点59、補助点58、補助点57、補助点56、補助点55及び基点62を結んだ線により囲まれた区域。
 基点62は、基点48から47度1分587.4メートルの地点
 基点63は、基点62から90度8分20.5メートルの地点
 基点64は、基点63から63度58分45.5メートルの地点
 基点65は、基点64から108度43分100.0メートルの地点
 基点66は、基点65から86度10分56.7メートルの地点
 基点67は、基点66から43度46分45.6メートルの地点
 基点68は、基点67から64度13分101.4メートルの地点

				基点69は、基点68から 3 度30分10.0メートルの地点 基点70は、基点69から99度26分62.9メートルの地点 基点71は、基点70から113度50分108.8メートルの地点 基点72は、基点71から117度26分57.5メートルの地点 基点73は、基点72から207度20分10.0メートルの地点 基点74は、基点73から121度43分79.2メートルの地点 基点75は、基点74から33度38分10.0メートルの地点 基点76は、基点75から141度34分78.2メートルの地点 基点77は、基点76から151度20分45.7メートルの地点 基点78は、基点77から181度48分52.4メートルの地点 基点79は、基点78から236度38分29.3メートルの地点 基点80は、基点79から61度59分56.5メートルの地点 基点81は、基点80から106度51分34.9メートルの地点 基点82は、基点81から129度38分58.0メートルの地点 基点77は、基点82から341度55分23.5メートルの地点 基点83は、基点77から21度37分64.3メートルの地点 基点84は、基点83から40度13分40.0メートルの地点 基点85は、基点84から53度42分66.3メートルの地点 基点86は、基点85から74度40分100.3メートルの地点 基点87は、基点86から346度23分10.0メートルの地点 基点88は、基点87から107度46分47.2メートルの地点 基点89は、基点88から90度47分183.1メートルの地点 基点90は、基点89から70度35分141.3メートルの地点 補助点77は、基点90から140度19分80.0メートルの地点 補助点76は、基点89から171度42分80.0メートルの地点 補助点75は、基点88から178度 8 分80.0メートルの地点 補助点74は、基点86から166度23分70.0メートルの地点 補助点73は、基点85から153度 1 分70.0メートルの地点 補助点72は、基点83から133度49分70.0メートルの地点 補助点71は、基点81から88度43分80.0メートルの地点 補助点70は、基点80から165度53分80.0メートルの地点 補助点69は、基点79から227度23分80.0メートルの地点 補助点68は、基点78から279度11分80.0メートルの地点 補助点67は、基点77から257度13分80.0メートルの地点 補助点66は、基点76から239度50分80.0メートルの地点 補助点65は、基点74から213度22分70.0メートルの地点 補助点64は、基点73から207度20分70.0メートルの地点 補助点63は、基点71から208度53分80.0メートルの地点 補助点62は、基点70から193度57分80.0メートルの地点 補助点61は、基点68から181度 6 分70.0メートルの地点 補助点60は、基点67から149度 5 分70.0メートルの地点 補助点59は、基点66から149度11分70.0メートルの地点 補助点58は、基点65から184度36分70.0メートルの地点 補助点57は、基点64から184度27分70.0メートルの地点 補助点56は、基点63から182度53分70.0メートルの地点 補助点55は、基点62から188度51分70.0メートルの地点
--	--	--	--	---

○愛媛県告示第1050号

海岸保全区域の指定（昭和33年 3 月愛媛県告示第275号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
1 省略					1 省略				
2 農林水産大臣及び国土交通大臣が共同で管理する海岸					2 農林水産大臣及び国土交通大臣が共同で管理する海岸				
海岸名	市町村	主管省	管理者	区 域	海岸名	市町村	主管省	管理者	区 域
省略					省略				
					御手洗	松山市	同	同	松山市興居島字泊黒崎甲238から 同 乙字戸ノ浦224まで
北浦	松山市	同	同	松山市由良町乙225番 2 から 同 門田町丙74番 7 まで	北浦	同	同	同	乙字戸ノ浦224から 同 丙字尾ノ尻74まで
省略					省略				
3 省略					3 省略				

○愛媛県告示第1051号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和8年10月13日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

愛媛県今治市別宮町一丁目4番1

代表者 今治市長 徳永 繁樹

愛媛県今治市中日吉一丁目5番34号

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県今治市大西町新町甲945番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と36の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 愛媛県今治市大西町九王乙323番28の国土地理院九王三等三角点北緯34度04分30秒2699、東経132度55分24秒7650から208度55分14秒706.24mの地点

2の地点 1の地点から 105度29分18秒 9.41mの地点

3の地点 2の地点から 115度13分45秒 1.63mの地点

4の地点 3の地点から 178度57分50秒 1.88mの地点

5の地点 4の地点から 193度39分29秒 27.71mの地点

6の地点 5の地点から 193度39分31秒 2.46mの地点

7の地点 6の地点から 193度08分56秒 28.75mの地点

8の地点 7の地点から 191度56分34秒 3.55mの地点

9の地点 8の地点から 180度18分47秒 0.91mの地点

10の地点 9の地点から 153度26分06秒 1.66mの地点

11の地点 10の地点から 128度03分56秒 1.89mの地点

12の地点 11の地点から 108度01分09秒 2.00mの地点

13の地点 12の地点から 105度06分07秒 5.73mの地点

14の地点 13の地点から 104度39分01秒 3.28mの地点

15の地点 14の地点から 193度03分09秒 38.95mの地点

16の地点 15の地点から 282度51分57秒 10.50mの地点

17の地点 16の地点から 267度19分28秒 1.60mの地点

18の地点 17の地点から 239度55分53秒 1.86mの地点

19の地点 18の地点から 201度10分09秒 2.18mの地点

20の地点 19の地点から 193度13分31秒 65.07mの地点

21の地点 20の地点から 181度14分43秒 0.69mの地点

22の地点 21の地点から 175度21分52秒 0.00mの地点

23の地点 22の地点から 283度24分27秒 17.64mの地点

24の地点 23の地点から 13度24分27秒 30.54mの地点

25の地点 24の地点から 283度38分34秒 0.02mの地点

26の地点 25の地点から 13度24分32秒 2.79mの地点

27の地点 26の地点から 103度22分48秒 0.02mの地点

28の地点 27の地点から 13度24分27秒 17.32mの地点

29の地点 28の地点から 103度24分35秒 2.77mの地点

30の地点 29の地点から 13度24分30秒 6.07mの地点

31の地点 30の地点から 103度25分03秒 0.75mの地点

32の地点 31の地点から 13度24分35秒 51.69mの地点

33の地点 32の地点から 283度24分36秒 0.75mの地点

34の地点 33の地点から 13度24分27秒 5.70mの地点

35の地点 34の地点から 283度23分49秒 2.50mの地点

36の地点 35の地点から 13度24分27秒 36.03mの地点

37の地点 36の地点から 283度23分53秒 0.29mの地点

38の地点 37の地点から 13度24分27秒 25.80mの地点

39の地点 38の地点から 19度24分10秒 0.38mの地点

40の地点 39の地点から 25度24分36秒 0.38mの地点

41の地点 40の地点から 31度24分54秒 0.50mの地点

ウ 面積

3,332.45㎡

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県今治市大西町新町甲945番1の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 愛媛県今治市大西町九王乙323番28の国土地理院九王三等三角点北緯34度04分30秒2699、東経132度55分24秒7650から201度53分08秒674.14mの地点

イの地点 アの地点から 193度36分56秒 72.12mの地点

ウの地点 イの地点から 103度22分55秒 154.19mの地点

エの地点 ウの地点から 193度40分19秒 56.30mの地点

オの地点 エの地点から 103度23分29秒 35.88mの地点

カの地点 オの地点から 193度24分27秒 72.19mの地点

キの地点 カの地点から 283度24分27秒 159.15mの地点

クの地点 キの地点から 327度23分46秒 1.79mの地点

ケの地点 クの地点から 318度30分05秒 4.51mの地点

コの地点 ケの地点から 305度41分12秒 4.01mの地点

サの地点 コの地点から 287度44分57秒 4.96mの地点

シの地点 サの地点から 284度48分46秒 49.02mの地点

スの地点 シの地点から 284度30分55秒 24.77mの地点

セの地点 スの地点から 284度30分27秒 6.84mの地点

ソの地点 セの地点から 284度50分35秒 8.35mの地点

タの地点 ソの地点から 284度55分35秒 4.63mの地点

チの地点 タの地点から 193度24分27秒 44.17mの地点

ツの地点 チの地点から 283度24分27秒 165.00mの地点

テの地点 ツの地点から 13度24分27秒 234.99mの地点

トの地点 テの地点から 103度12分00秒 131.71mの地点

ウ 面積

75,842.19㎡

- 3 埋立地の用途

製造業用地

- 4 埋立免許年月日

令和8年10月13日

○愛媛県告示第1052号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が

完了した旨の届出があった。

令和 8 年10月13日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
愛媛県単独土地改良事業（か んがい排水）	田窪地区	令和 5 年 3 月17日

○愛媛県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 3 第 1 項の規定に

より、東温市上村土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が
完了した旨の届出があった。

令和 8 年10月13日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
愛媛県単独土地改良事業（か んがい排水）	上村地区	令和 8 年 3 月 3 日

○愛媛県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村10656番 2 から 同町西谷字小村10194番 3 まで	旧	メートル 5.4～52.3	キロメートル 0.647	
		上浮穴郡久万高原町西谷字小村10656番 2 から 同町西谷字小村10194番 3 まで	新	5.4～52.3	0.647	

○愛媛県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年10月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村10645番 3 から 同町西谷字小村10194番 3 まで	令和 8 年10月15日 14時00分